

**副首都・大阪の実現に向けた調査等業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

副首都・大阪の実現に向けた調査等業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）発注目的及び業務内容

別紙仕様書のとおり

（２）事業規模（契約上限額）

金20,000,000円（消費税含む）

（３）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

（４）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものと
し、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の
うえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合
は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく
停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行う
ことがある。

（２）委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」参照

（４）契約保証金

契約保証金 要（ただし、本案件と同種同規模の契約履行実績を有しているために契約保証金の免除を希望する場合には、入札参加資格審査資料と合わせて、実績を証する書類（契約書及び仕様書の写し）を提出すること。）

保証人 不要

（５）再委託について

①契約書第16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

②受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

③受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

④地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記③に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

⑤受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（６）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次の条件を満たす者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができる。（ただし、（２）、（３）についてはいずれか一方に該当する者とする。）

- （１）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
 - （２）令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に登録されていること。
 - （３）令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に登録されていない者については、以下の条件を満たすこと。
 - ①令和８年１月１日現在、引き続いて１年以上営業を行っていること。
 - ②大阪市税（注１）及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税（注２）に係る徴収金を完納していること
- 注１）大阪市税に係る徴収金とは、次のとおりです
- 法人市民税、市・府民税（普通徴収）、市・府民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算不申告過少及び滞納処分費
- 注２）全税目の証明様式がない場合、「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可
- ③消費税及び地方消費税を完納していること
 - ④法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合は、資格審査申請時において当該免許、許可又は登録を受けていること
- （４）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （５）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- （６）経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- （７）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者

（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

（８）公共の福祉に反する活動をしていないこと。

（９）上記（１）から（８）の条件を満たす団体同士（ただし（２）（３）についてはいずれか一方を満たすこと）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

- ①全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。
- ②参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。
- ③代表者とならない団体にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ④参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
- ⑥各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

５ スケジュール

（１）公募開始	令和８年９月１７日（木）
（２）質問受付締切	令和８年９月３０日（水）
（３）質問回答	令和８年１０月６日（火）
（４）参加申出関係書類の提出期限	令和８年１０月８日（木）
（５）参加資格決定通知の送付	令和８年１０月１３日（火）
（６）企画提案書の提出期限	令和８年１０月２０日（火）
（７）プレゼンテーション審査	令和８年１０月２６日（月）※
（８）選定結果通知	令和８年１０月下旬～１１月中旬（予定）

※企画提案を提出した者が９者以上となった場合、企画提案書による事前審査を令和８年１０月２６日（月）に実施し、プレゼンテーション審査（事前審査の合格者のみ）については令和８年１１月１３日（金）に実施する。

６ 応募手続き等に関する事項

（１）質問の受付

①受付

令和8年9月30日（水）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受け付けない。

②提出方法

質問票【様式1】により、「8（2）提出先、問い合わせ先」へ提出すること。（電子メールでも可。その場合、必ずメールの件名を「副首都・大阪の実現に向けた調査等業務委託にかかる質問」とし、受信確認の電話を入れること。）

③回答

令和8年10月6日（火）までに大阪市ホームページにて回答する。

（2）参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「申出者」という。）は、令和8年10月8日（木）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時00分の間に次の書類を「8（2）提出先、問い合わせ先」に提出（郵送の場合は同日午後5時00分 副首都推進局副首都推進担当必着）し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

①公募型プロポーザル参加申出書【様式2】

②大阪市使用印鑑届【様式3】

③印鑑証明書（法人のみ）

法務局発行の代表者の印鑑証明書。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。原本。

④印鑑登録証明書（個人のみ）

市区町村発行の本人の印鑑登録証明書。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。原本。

⑤登記事項証明書（法人のみ）

「履歴事項」または「現在事項」のいずれか。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可。

⑥身分証明書（個人のみ）

本籍地の市町村が発行する、禁治産者又は準禁治産者、破産者でないことがわかるもの。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可。

⑦登記されていないことの証明書（個人のみ）

法務局が発行する、成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可。

⑧府税（全税目）の納税証明書

大阪府の府税事務所で発行する、「府税及びその附帯徴収金に未納の額のない」ことの証明書。府内に事業所のある者のみ。（申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可）ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、本店所

在地管轄の都道府県税事務所が発行する 最近 1 事業年度の都道府県税に係る 納税証明書。(全税目の証明様式がない場合「法人事業税・法人(都道府県)民税」の証明で可)

⑨消費税及び地方消費税の納税証明書

税務署で発行する、「消費税及び地方消費税」の納税証明書。「その 3」(その 3 の 2 (個人)、その 3 の 3 (法人) でも可) (申請日において発行日から 3 か月以内のものに限る。写し可)

⑩財務諸表(貸借対照表(個人の場合は確定申告書の写し可)及び損益計算書(法人のみ))

最近 1 か年のもの(半年決算の場合は 2 期分)・個人の貸借対照表は、確定申告書の写しに代えることができます。

⑪申請内容確認書【様式 4】

⑫団体目的等についての誓約書【様式 5】

⑬委任状(共同体で申請する場合のみ)【様式 6】

⑭協定書(共同体で申請する場合のみ。様式自由)

※共同体での参加の場合、②～⑬は各構成員分提出すること。

※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されている申出者については、上記②～⑩を省略できるものとする。

⑮本案件と同種同規模の実績を証する書類(契約書及び仕様書の写し)(契約保証金の免除を希望する場合のみ)

(3) 参加資格決定の通知

参加資格があると認められた申出者(以下「参加者」という。)に対しては、令和 8 年 10 月 13 日(火)付で電子メール(※電子メールができない場合は郵送)にて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書の提出

①提出書類

提案できる案は 1 案とし、仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書を提出すること。様式は任意とし、A 4 版両面で 10 枚(20 頁)以内(ただし、表紙、目次は含まない)とすること。

ア 企画方針

本募集要項及び仕様書案を踏まえ、全体の企画方針を示すこと。

イ 全体スケジュール等の実施計画、業務遂行のための人員体制等を示すこと。

- ウ 代替施設（執務スペース）及び宿泊所等の現況調査
現況調査の手法等を提案すること。

【必須記載事項】
・調査対象地域及び代替候補施設の設定の基本的な考え方 ・使用する資料及びデータ

- エ 代替施設（執務スペース）への移動等に係るシミュレーションの実施
分析に当たっての条件設定及び分析の手法等を提案すること。

【必須記載事項】
・シミュレーションの基本的な考え方 ・使用する資料及びデータ ・被害シナリオの設定

- オ 東京圏における大規模災害が大阪経済へ及ぼす影響の分析
分析に当たっての条件設定及び分析の手法等を提案すること。

【必須記載事項】
・分析の基本的な考え方 ・使用する資料及びデータ ・被害シナリオの設定

- カ 副首都として機能する大阪の将来像のパース図作成
パース図作成にあたってのコンセプトについて提案すること。

【必須記載事項】
・事業目的を踏まえたコンセプト ・ウ、エ及びオとの業務間の連携の方向性

- キ 経費内訳（事業経費と積算根拠）

別紙仕様書「4 業務内容」の（１）から（４）ごとに経費積算の内訳を記載すること。

②提出部数

正本１部（記名・代表者印を押印）及び副本６部並びに副本のPDFデータ

※副本については、申請団体の商号又は名称（略称含む）、同団体の所在地、電話番号及びFAX番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）など、申請団体を特定し得る情報をマスキングすること。

③受付期間

参加資格決定通知書交付後から令和 8 年 10 月 20 日（火）までの土日祝を除く、午前 9 時から午後 5 時 00 分の間とする。

※郵送の場合は、令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 00 分 大阪市役所副首都推進局副首都推進担当必着

④提出場所

紙資料は、「8（2）提出先、問い合わせ先」まで持参又は郵送すること。副本データは、「8（2）提出先、問い合わせ先」の E-MAIL アドレスに送付し、担当者宛て到達確認の電話をすること。容量過多により送受信不可の場合は、発注者から指示する方法により提出すること。

7 選定に関する事項

（1）選定審査基準

審査は、次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	小項目	審査内容	配点
企画方針 (30 点)	(1)	・本業務の目的等を理解したうえでの企画方針になっているか。	30 点
企画提案 (30 点)	(2)	・妥当性・実現性（現実味）のある企画提案内容となっているか。	30 点
実行性 (30 点)	(3)	・企画提案した内容を実行するための人員体制があり、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。 ・妥当な業務スケジュールとなっているか。	30 点
積算の妥当性 (10 点)	(4)	・提案内容に対して提案金額の積算が妥当であるか。	10 点
合計			100 点

（2）選定方法

- ①本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される選定委員会を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、その意見を受けて選定する。
- ②プレゼンテーションによる審査は、令和 8 年 10 月 26 日（月）に大阪市役所（大阪府大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号）で開催する。
- ③ただし、参加者が 9 者以上となった場合は、令和 8 年 10 月 26 日（月）に企画提案書による事前審査を行い、プレゼンテーション（事前審査の合格者のみ）は、令和

8 年 11 月 13 日（金）に大阪市役所（大阪府大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号）で開催することとする。（事前審査の可否については、事前審査の実施後、速やかに通知を行う。）

- ④企画提案書による事前審査での合格者は、5 者とする。
- ⑤プレゼンテーションによる審査の対象者に対して、確定日時及び会場の詳細を後日通知する。
- ⑥プレゼンテーションに出席できない事業者は、選定対象から除外することとする。
また、プレゼンテーション審査の実施時間の指定はできないものとする。
- ⑦プレゼンテーションで利用できる資料は、令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 00 分までに提出された企画提案書のみとし、資料の追加・変更は認めない。
- ⑧プレゼンテーションについては、上記 6（4）の企画提案書に基づき、口頭にて説明を行うこととする。
- ⑨プレゼンテーションでは、上記 6（4）の企画提案書の投映を可能とする。モニター及びモニターに接続する HDMI ケーブルは発注者で用意するが、それ以外に必要な機材（パソコンや HDMI 変換ケーブル等）は参加者で用意し、持参することとする。
また、持参機材の使用にあたり通信環境が必要な場合は、参加者が用意することとする。また、一部企画提案書の紙面上で表現できない映像等を使用したい場合は、提出する企画提案書にあらかじめ URL を掲載しておくこととする。なお、記載する映像等の URL は、令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 00 分時点で映像等の内容を確認できることとし、令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 00 分以降に修正・差し替え等変更することは認めない。
- ⑩プレゼンテーション時間は、15 分程度を想定しており、提案後、質疑時間を設けることとする。
- ⑪選定委員は、選定基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、評価点の合計点数が高い参加者を上位とする。
- ⑫審査の結果、評価点の合計が最も高い参加者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」に記載している評価項目「企画提案」の合計得点が高い方を最優秀提案者とする。
- ⑬選定会議委員の 1 人でも合計点が 50 点未満若しくは 1 項目でも 0 点がある場合は、評価点が最も高い参加者であっても、その参加者の提案は採用しない。
- ⑭審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ①申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、応募する者の負担とする。
- ②採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③すべての提出物は返却しない。
- ④提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。
(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)
- ⑤参加申出書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
(ただし、本市が補正等を求める場合を除く。)
- ⑥参加申出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦本委託業務の履行にあたっては、契約内容を遵守し、提案内容については本市と調整した上で、誠実に履行すること。
- ⑧企画案の一部変更及び不採用を決定することがある。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所5階

副首都推進局副首都推進担当

電話：06-6208-8862 F A X：06-6202-9355

E-MAIL：ae0003@city.osaka.lg.jp